

6日獣発第158号
令和6年8月1日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」 の再周知について

このことについて、令和6年7月26日付け6消安第2466号をもって農林水産省消費・安全局食品安全政策課長から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、7月～9月は細菌性食中毒が増加する傾向にあり、カンピロバクター食中毒の発生件数が最も多いことから、肉用鶏農場や鶏舎へのカンピロバクター菌等の食中毒菌の侵入・まん延を防止するための対策をまとめた「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック（参考資料）ー肉用鶏農場・指導者編ー」（別紙）について改めて会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：岡本、松岡

TEL:03-3475-1601

E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

6 消安第 2466 号
令和 6 年 7 月 26 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局
食品安全政策課長

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編一」の再周知に
ついて

このことにつきまして、別添のとおり、各都道府県畜産主務課長宛てに通知しました
ので、御了知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知方よろしくお願
いいたします。

6 消安第 2466 号
令和 6 年 7 月 26 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
食品安全政策課長

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場ー」（生産者編及び指導者編）の周知について

日頃より生産段階における衛生管理の取組等を通じ、食中毒防止対策にご尽力いただいているところですが、昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染症法の 5 類感染症に位置付けが見直され、種々の経済活動が平常化に向かった中で、7 月～9 月は細菌性食中毒がさらに増加する傾向にあります。

特に細菌性食中毒の中で、依然としてカンピロバクター食中毒の発生件数が最も多いことから、フードチェーンの各段階において、カンピロバクター低減のための取組がより一層進むことが求められます。

このため、生産段階における衛生管理の取組についても、より一層推進される必要があることから、肉用鶏農場や鶏舎へのカンピロバクター菌等の食中毒菌の侵入・まん延を防止するための対策をまとめた「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック（参考資料）ー肉用鶏農場・指導者編ー」（別紙）を関係者に周知の上、ご指導を願います。

別紙

「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/attach/pdf/201108-6.pdf>



「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック（参考資料）ー肉用鶏農場・指導者編ー」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/handbook/attach/pdf/201108-5.pdf>

